

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系温度記録計の内、油冷却器出口温度に指示値不良が認められたため、当該温度記録装置を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の海水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	2号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置（北側）の冷却コイル出入口温度計（計2台）に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器のベント配管設置の流量確認窓に汚れが認められたため、当該窓を点検・清掃	対象外	
5	3号機	廃棄物処理系濃縮廃液タンク（C）のレベル指示計用検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（12-37C）に「レベル高」を示す警報の発生が認められたため、当該モニタ用検出器を点検・修理	D	
7	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）の軸受振動記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系水素・酸素濃度モニタ記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋換気空調系給気ファン駆動用電動機の点検において、ブラケット軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該ブラケットを修理	D	
10	5号機	6号機建屋内防火扉修理に伴い、タービン建屋地下1階にて建屋壁面の穿孔作業を実施していた協力企業作業員が、電動ドリルの回転部に左手を巻き込まれ負傷したため、業務車にて病院へ搬送し治療及び対応検討	B	
11	5号機	所内ボイラ用脱酸剤注入ポンプに動作不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	6号機	所内ボイラ主バーナー交換作業において、交換用バーナーの火炉内圧カシール部に緩みが認められたため、当該バーナーを点検・修理	D	
13	集中環境施設	計装用空気圧縮機（B）の起動中に潤滑油圧力の低下が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
14	集中環境施設	使用済制御棒減容装置の点検において、制御棒切断用溶断トーチの被覆チューブの破損及び制御棒ガイド用部品の動作不良が認められたため、当該溶断トーチ及びガイド用部品を交換	D	
15	集中環境施設	使用済チャンネルボックス減容装置の点検において、チャンネルボックスを分解するための部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで